薬第１４６８号

平成27年５月22日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、平成27年５月22日付けで新たに知事指定薬物を指定し、公示しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定した。（（１）から（３）に掲げる物質のいずれかを含有する物を含む。）

（１）２－（４－エチル－２，５－ジメトキシフェニル）－Ｎ－（２－メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

（２）２－（４－クロロ－２，５－ジメトキシフェニル）－Ｎ－（３，４，５－トリメトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

（３）３－［２－（２－メトキシベンジルアミノ）エチル］－キナゾリン－２，４（１Ｈ，３Ｈ）－ジオン及びその塩類

２．知事が公示して定める物

　　１．（１）から（３）までに掲げる物及びこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成24年大阪府規則第210号）第３条第５号の規定により同号の知事が公示して定める物に定めた。

３．施行期日

平成27年５月23日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701